局・区と改革ＰＴの議論資料

| 局・部名 | こども青少年局企画部 |
|---|---|
| 担当課名 | 青少年課 |

| 項目名 | 【整理番号 201】　青少年野外活動施設 |
|---|---|
| 局･区の考え方 | 〔試案〕<br>１　見直しの考え方<br>・各施設の利用率が低調<br>・近畿各府県の施設を合わせると 100 ヶ所を超える野外活動施設が存在し、事業の代替が可能<br>・民間においてもビジネスとして成立している事業については、民間に委ねることを基本とする<br>２　見直し内容・留意事項<br>・廃止（平成 26 年度）<br>・指定管理の契約期間は平成 25 年度末まで<br>・府市統合本部の検討項目に挙がっている【Ｂ項目】<br><br>〔局・区の考え方〕<br>・本市の青少年野外活動施設は、豊かな自然の中での自然体験プログラムなどを通じて、こども・青少年の健全育成を図ることを目的とした施設であり、学校や青少年団体の利用が９割を占めている。また、市内の学校・団体が優先予約できるようにしている。<br>・年間を通じた利用率は低いものの、自然体験に適した夏季の利用率は７～８割程度と高い。<br>・大阪府内には野外活動施設が 30 か所あり、うち公立施設は 27 か所であり、本市以外にも市町村所有の施設が 24 か所ある。また、４指定都市も１～８か所の野外活動施設を有している。<br>・伊賀青少年野外活動センターについては、施設の老朽化による将来の改修経費や利用状況、市内から遠いという立地条件を考慮すると、廃止もやむをえないものと考える。<br>・びわ湖青少年の家については、大阪府立青少年海洋センターとの同類の機能を持つことから、府市統合本部Ｂ項目事項として、大阪府と協議、検討を進めていく。<br>・信太山青少年野外活動センターは、３施設のうち全体の利用者数・市民利用者数ともに最も多く、また９割以上が学校・青少年団体の利用となっていることから、大阪市内の学校・団体による優先利用を維持するため、本施設の所有について、基礎自治体となる各区の決定に委ねていく余地を残していくべきものと考える。 |
| 参考データ等 | ・　施設別属性別利用状況　（別表１）<br>・　各月別施設稼働率　（別表２）<br>・　市内・市外別利用状況　（別表３） |

（別表１）施設別属性別利用状況

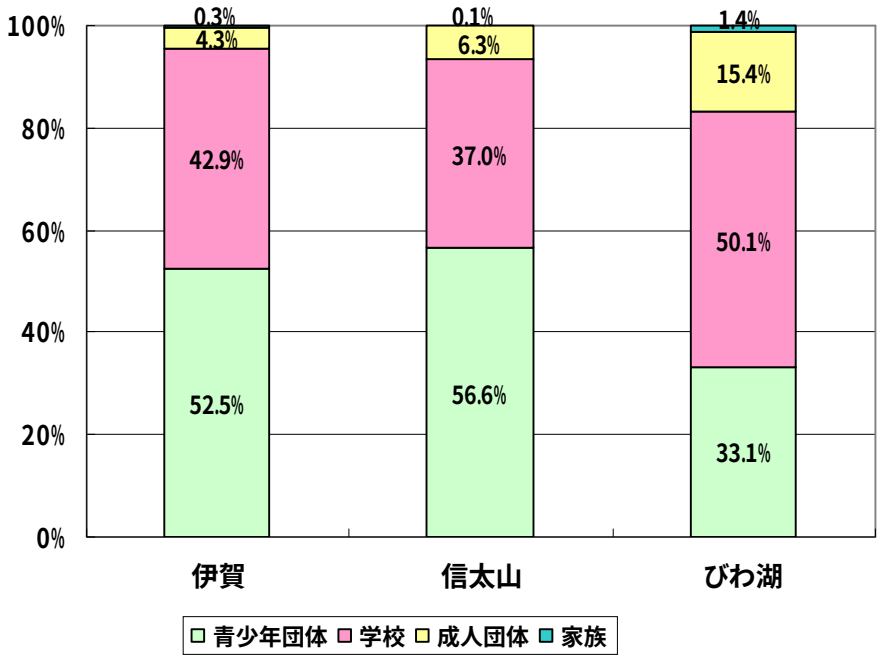


（別表２）各月別施設稼働率

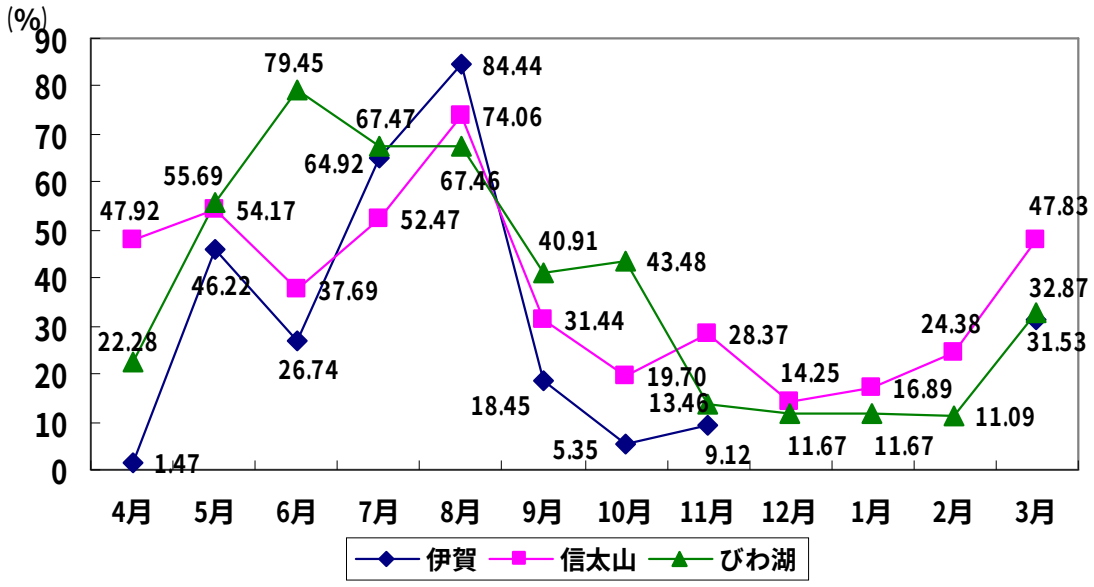


※伊賀は１２月から２月末まで休館
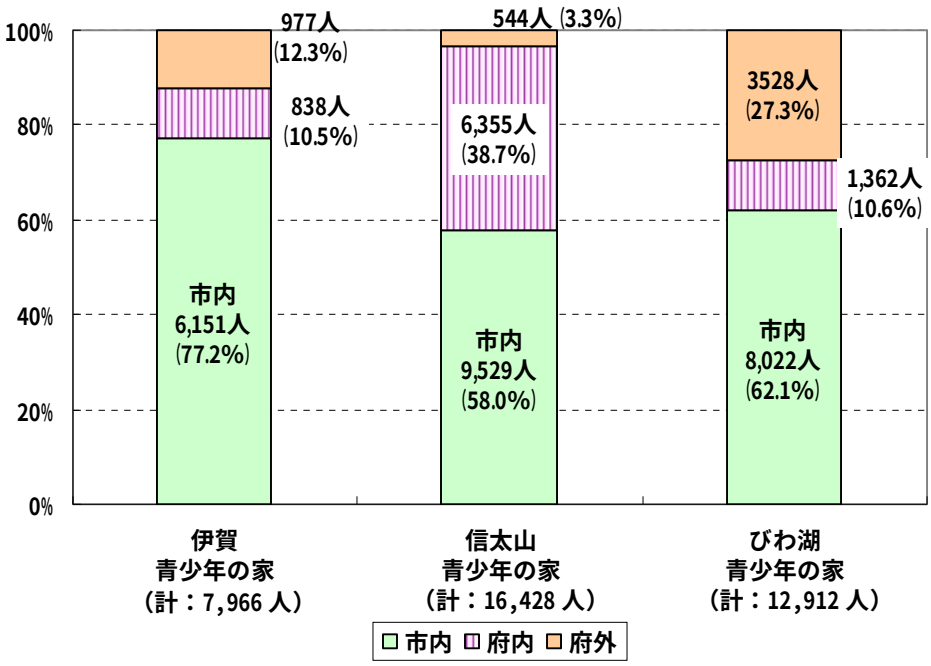
（別表３）市内・市外別利用状況